



同和問題の解決に向けて

「部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）」が昨年 12 月 9 日に成立し、同 16 日に公布施行されました。

この法律は、部落差別のない社会を実現することを目指したもので、国および地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

同和問題とは、部落差別に関わる人権問題のことです。これは出身地などを理由とした差別であり、日本国憲法で保障されている基本的人権に関わる重大な人権問題です。

同和問題については、現在でも出身地などを理由に、結婚や就職などで差別を受けたり、個人に対する誹謗中傷や差別落書き、差別発言、また最近ではインターネットによる差別書き込みなどの問題も生じています。

ある地域に生まれたから、住んでいるからという理由だけで、人権が侵害され、心に傷を受けたり、不利益を被ったりするようなことがあってはなりません。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

同和問題の解決のためには、私たち一人一人が、「自分は差別していない」「自分には関係ない」という意識を改め、この問題について正しい認識を持つとともに、自分自身で考え、判断するという主体性のある生活態度や、差別を許さないという価値観を持って行動していくことが大切です。このことは他のあらゆる人権問題を解決していくという取り組みにもつながっていきます。

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。



平成 29 年 町内・御船署管内の事故・事件の発生状況

事故・犯罪区分	発生状況(件)			
	町内		御船署管内	
	3月中	累計	3月中	累計
人身事故	4	20	17	255
物損事故	78	200	201	543
空き巣	0	0	0	1
自販機狙い	0	0	0	0
万引き	0	3	1	17
オートバイ盗	0	1	0	2
自転車盗	0	0	1	6
車上狙い	0	0	4	4

件数は平成 29 年 3 月末現在

☎ 御船警察署・御船地区防犯協会連合会

☎ 282 - 1110 ☎ 261 ~ 264

～独身の皆さまへ～



本協議会は、独身の幅広い年代の皆さまに出会いの場の提供や、仲介、パートナー探しのお手伝いをしております。熊本地震から早一年が過ぎましたが、今もなお不自由な生活や不安な日々をお過ごしの方も多いと思います。

二度の地震を経験し、多くの人が自分の人生や未来について考えられたことと思います。

そうした中で、復興に向けて少しずつ前に進んでいくこれからの時期にこそ「ともに支え合うパートナー」が必要ではないかというご意見も委員の皆さまからいただきました。

親しみやすい愛称を決め、よりよいお手伝いができるようにとの思いから、今回募集を行いました。その中から、本協議会の選考委員会が選考し、愛称が決定しました。

愛称 **「クローバーましき」**

理由 「愛情、信頼、幸福、希望のある場所へ向かって進んでいけますように」

たくさんのご応募ありがとうございました。

☎ 益城町結婚対策協議会(男女共同参画センター輝らめき館内)

☎ 286-6665 M danjyo@town.mashiki.lg.jp